

事 務 連 絡  
平成25年4月22日

各都道府県障害福祉主管課  
相談支援従事者研修担当者 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

平成25年度相談支援従事者指導者養成研修の実施等について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

国が実施する標記研修につきましては、先の障害保健福祉関係主管課長会議で御連絡したとおり、平成25年6月19日（水）から6月21日（金）の日程で実施する予定です。

その内容につきましては現時点において、別添のとおり予定しておりますのでお知らせいたします。

研修内容等の詳細につきましては、後日通知することとしておりますが、受講者の選定等、必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室 相談支援係 石川 <u>小室</u> TEL：03-5253-1111（3149） FAX：03-3591-8914
--

平成25年度相談支援従事者指導者養成研修の実施について（案）

1 方針

本研修については、昨年度に引き続き、都道府県が実施する「相談支援従事者研修」において、企画立案・運営に携わる等の中核的な役割を担う指導者を養成するための研修として実施する。

今回の研修においては、従来の研修内容に加え、平成27年度には全ての障害福祉サービスの申請者に対して計画相談が実施できるよう、相談支援を円滑に進めるための研修の企画立案や運営のポイント、具体的なカリキュラム内容等を提示する。

2 日程

平成25年6月19日（水）から6月21日（金）

- (1) 19日（水） 9：30から17：15
- (2) 20日（木） 9：00から17：15
- (3) 21日（金） 9：00から15：30（予定）

3 会場

国立障害者リハビリテーションセンター学院  
（埼玉県所沢市並木4丁目1番地）

4 受講対象者

本研修の受講対象者は、次のとおりとする。

- (1) 現に相談支援に従事している者であって、「相談支援従事者研修」において、企画立案・運営に携わる等の中心的な役割を担う者
- (2) 都道府県職員であって、「相談支援従事者研修」を担当している者

5 受講者数

各都道府県の受講者数は、次のとおりとする。

- (1) 4の(1)に該当する者  
3名

ただし、政令指定都市を有する都道府県については、政令指定都市1市につき1名追加することができる。

- (2) 4の(2)に該当する者

1名

6 留意事項

- (1) 都道府県においては、受講者の選定に当たっては、昨年度の国研修との一定の継続性を保つ観点から、一名以上を昨年度と同じ受講者とするよう配慮すること。
- (2) 研修に係る課題等については、追って連絡することとするが、受講者においては、前年度の研修の企画立案・運営に携わった者と研修の実施方法や課題について協議し、その共有ができる体制を整えておくこと。
- (3) 相談支援従事者指導者養成研修（国研修）の参加者の旅費及び宿泊費については、地域生活支援事業費補助金の国庫補助対象として差し支えないこと。